■引取業の廃業に該当する事由

- ① 個人登録業者の死亡(届出人:相続人)
- ② 法人が合併により消滅(届出人:消滅した法人の代表者)
- ③ 法人が破産により解散(届出人:破産管財人)
- ④ 法人が合併、破産以外の理由により解散(届出人:清算人)
- ⑤ 引取業に係る事業を廃止(届出人:個人の場合本人。法人の場合法人の代表者)

■フロン類回収業の廃業に該当する事由

- ① 個人登録業者の死亡(届出人:相続人)
- ② 法人が合併により消滅(届出人:消滅した法人の代表者)
- ③ 法人が破産により解散(届出人:破産管財人)
- ④ 法人が合併、破産以外の理由により解散(届出人:清算人)
- ⑤ フロン類回収業に係る事業を廃止(届出人:個人の場合本人。法人の場合法人の代表者)

■解体業の廃業に該当する事由

- ① 個人登録業者の死亡(届出人:相続人)
- ② 法人が合併により消滅(届出人:消滅した法人の代表者)
- ③ 法人が破産により解散(届出人:破産管財人)
- ④ 法人が合併、破産以外の理由により解散(届出人:清算人)
- ⑤ 解体業に係る事業を廃止(届出人:個人の場合本人。法人の場合法人の代表者。)

■破砕業の廃業に該当する事由

- ① 個人登録業者の死亡(届出人:相続人)
- ② 法人が合併により消滅(届出人:消滅した法人の代表者)
- ③ 法人が破産により解散(届出人:破産管財人)
- ④ 法人が合併、破産以外の理由により解散(届出人:清算人)
- ⑤ 破砕業に係る事業(一部の廃止も含む※)を廃止(届出人:個人の場合本人。法人の場合法人の代表者。)
- ※破砕のための前処理及び破砕を行う破砕業者が、前処理又は破砕のいずれかを廃止する場合も廃業の届出が必要です。